

令和7年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る河川水の水質分析業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る河川水の水質分析業務

2 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が、委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する「令和7年度河川における放射性セシウムの移行状況観測事業に係る河川水の水質分析業務（以下「本業務」という。）」を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

3 委託業務の目的

河川は、放射性物質の重要な移動経路の一つである。河川周辺に居住したり、河川水を利用したりする住民の安心・安全に資するため、福島県環境創造センターでは、河川を介した放射性物質の移行状況について調査を実施している。本業務では、福島県内で採取した河川水の水質を分析し、放射性セシウムの移行状況の把握に必要な情報を入手することを目的とする。

4 委託の期間

契約日から令和8年3月27日（金）まで

5 委託業務の内容

乙は、以下の記載内容に従い、甲が依頼する試料の水質分析を実施する。

乙が実施する業務は次のとおりとする。なお、業務の実施方法については、事前に甲と十分協議を行うこととする。

（1）試料の種類及び数量

ア 河川水（未ろ過）：23検体（1検体あたり約300～500mL）
(河川から採取後、冷蔵保存したもの。)

イ 河川水（ろ過済み）：92検体（1検体あたり約50～100mL）
(河川から採取直後にガラス纖維ろ紙(GF/F)でろ過し、冷凍保存したもの。)

（2）試料の送付

甲は、分析依頼する試料をプラスチック製のボトルに密封し、乙に送付する。

乙は、送付された試料について、試料到着から分析着手までの期間および分析終了後甲に返却するまでの期間、未ろ過試料は冷蔵状態(4～10°C)にて、ろ過済み試料は冷凍状態(-18°C程度)にて、それぞれ保管すること。

（3）分析項目および分析方法等

乙は、上記（2）により甲から送付された未ろ過試料及びろ過済み試料について、次の分析を行うこと。分析にあたっては、使用器具等からのコンタミネーション防止に十分留意すること。試料の前処理方法や分析方法について不明な事項等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定すること。

ア 未ろ過試料

(ア) 水素イオン濃度

(イ) アルカリ度（希硫酸を使用し、pH4.8を基準として滴定すること。）

イ ろ過済み試料

- (ア) 主要イオン (Na^+ 、 NH_4^+ 、 K^+ 、 Mg^{2+} 、 Ca^{2+} 、 F^- 、 Cl^- 、 NO_3^- 、 SO_4^{2-})
(イオンクロマトグラフ法により測定すること。)
- (イ) 有機炭素量 (TOC)
(燃焼酸化-赤外線自動分析法により測定すること。)

(4) 分析結果の報告

乙は、上記(3)に係る分析結果について、試料到着から30日以内に下記6(2)に示す一覧表に記載し、電子メールにて甲に報告すること。分析結果の報告日に変更が生じた場合は、速やかに甲へ連絡することとする。

(5) 残試料の返却

乙は、分析後に残存した試料について、当該試料が入っていたボトルに密封し、委託の期間内に甲に返却すること。甲に残試料を返却する際は、未ろ過試料は冷蔵状態にて、ろ過済み試料は冷凍状態にて、それぞれ返却すること。

(6) その他

- ア 本業務の実施にあたって必要な輸送費(甲から乙への輸送費含む)、分析に係る機材及び消耗品等に係る費用は乙が負担するものとする。
- イ 本業務の実施中及び実施後において、乙の責に帰すべき事由によって異常値等が生じた場合には、すべて乙の負担により再測定等必要な対応を速やかに行うこと。

6 成果品

乙は、本業務の完了時に以下に掲げる成果品を甲に提出すること。

- (1) 環境計量証明書又は環境計量証明書に準じる文書
- (2) 各試料の分析日及び分析結果(検出値・定量下限値)に係る一覧表
- (3) 分析結果の電子データを格納した電子媒体(CD-R等)
(分析時の検量線、検出下限値、定量下限値及びRSD値等の分析精度に関する情報を含む。なお、定量下限値以下の値についても参考値として報告すること)

7 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する全ての著作権(著作権法第27条および第28条に定めのある権利を含む。)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、甲が保有するものとする。
- (2) 成果品に含まれる乙又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果品に既存著作物が含まれる場合は、乙が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 主任技術者

- (1) 乙は、本業務にあたって、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、契約締結後速やかに書面で甲に通知しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 主任技術者は、環境計量士(濃度関係)の登録を受けているものであって、本業務の内容を熟知し、本業務の履行に必要な知識及び経験を有する者とする。主任技術者は、本業務を総合的に把握し調整を行うこと。

9 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務着手届
 - イ 主任技術者通知書
 - ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 本業務の完了時に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了届
 - イ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

10 守秘義務

乙は甲の書面による承諾を得ない限り、いかなる場合においても本業務の履行中に知り得た業務に関する事項及び付属付隨する事項を第三者に漏らしてはならない。

11 その他

- (1) 乙は、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の遂行にあたり必要な事項、器具等について、乙の責任のもとで充足及び負担すること。
- (2) 仕様の軽微な変更については、甲乙協議のうえで決定する。
- (3) 乙は、本業務に疑義が生じたとき及び本仕様書により難い事由が生じたときは、甲と速やかに協議しその指示に従うこと。